

## 京都市教育委員会教育実践功績表彰要綱

- 1 趣 旨 京都市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校・幼稚園の教諭，養護教諭，栄養教諭，実習助手，常勤講師，非常勤講師，再任用教職員（教諭，養護教諭，栄養教諭，実習助手），総合育成支援員，臨時・嘱託実習助手，保健職員（以下「教職員」という。）及び，各校園の教育課題や地域の特性等に応じて教職員により組織されるチーム・グループ（以下「チーム・グループ」という。）で，優れた教育活動等の実践によって，当該校園の教育活動の充実や広く本市教育の振興発展への貢献が認められるものの功績を称え表彰し，教職員のさらなる意欲喚起及び人材の育成を図り，活力ある学校・幼稚園教育の実現を図る。
  - 2 表彰対象 被表彰候補者及び被表彰候補のチーム・グループについては，本市学校・幼稚園教育活動において意欲的かつ効果的な取組実績が認められる教職員及びチーム・グループとする。
  - 3 表彰方法 表彰は表彰状及び記念品を授与して行う。
  - 4 表彰時期 表彰は毎年11月1日に行う。ただし，事情によって日を変更又は臨時にこれを行うことができる。
  - 5 選考方法 被表彰者及び被表彰チーム・グループは校長・園長又は教育委員会関係各課長からの内申に基づき，教育実践功績表彰会議を開催し，意見を求めたうえ決定する。
  - 6 履歴事項 この要綱により表彰を受けた者については，履歴事項として賞罰欄に記載することとする。
  - 7 追 彰 被表彰候補者に決定した者が，表彰を受ける前に死亡したときは追彰するものとし，表彰状及び記念品はその遺族に贈るものとする。
  - 8 その他 この要綱の実施に関し必要な事項は，別に定める。
- 附 則 この要綱は決定日から実施する。  
「京都市教育委員会教育推進者表彰要綱」（平成9年6月23日実施）は廃止する。  
（平成14年8月30日）
- 附 則 この要綱は決定日から実施する（平成17年7月25日）
- 附 則 この要綱は決定日から実施する（平成19年7月12日）
- 附 則 この要綱は決定日から実施する（平成24年7月23日）
- 附 則 この要綱は平成25年度教育実践功績表彰式典実施日（平成25年11月25日）の翌日から実施する。
- 附 則 この要綱は決定日から実施する（平成26年7月24日）
- 附 則 この要綱は決定日から実施する（平成29年4月1日）